

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する
条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月三日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十八号

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成十四年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項第一号を削り、同項第二号中「三百円」を「四百三十四円」に改め、同号を同項第一号とし、同項第三号中「特定経験年数学校医等」を「経験年数が十年以上十六年未満の学校医及び学校歯科医（以下「特定経験年数学校医等」という。）」に改め、同号を同項第二号とし、同項中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同条第四項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

第十二条第二項第二号中「八万二千二百九十円」を「八万五千四百九十円」に改め、同項第四号中「四万六百元」を「四万二千七百元」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 次項及び付則第四項の規定により読み替えて適用するこの条例による改正後の

東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第四条第三項の規定は、令和七年四月一日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日から令和八年三月三十一日までの期間における新条例第四条第三項第一号の規定の適用については、「四百三十四円」とあるのは、「三百八十四円」とする。

4 適用日から令和八年三月三十一日までの期間における新条例第四条第三項の規定の適用については、

「五 重度心身障害者 二百円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 百円）」

とあるのは、適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間にあつては

「五 重度心身障害者 二百円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 百円）」

六 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）二百円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる配偶者 百円）

と、施行日から令和八年三月三十一日までの間にあっては

「五 重度心身障害者 二百円（特定経験年数学校医等の扶養親族たる重度心身障害者 百円）

六 配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む、特定経験年数学校医等の扶養親族たる者を除く。） 百円

5 新条例第十二条第二項の規定は、適用日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 適用日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の東京都北区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「旧条例」という。）第四条第三項の規定に基づく公務災害補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）並びに同項の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに旧条例第十二条第二項の規定に基づく介

護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。～）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（付則第三項及び第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。～）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

東京都北区立ふれあい館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月三日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第三十九号

東京都北区立ふれあい館条例の一部を改正する条例

東京都北区立ふれあい館条例（平成八年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

第四条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 地域住民の多様かつ自主的な活動及び世代を超えた交流を推進するための場の提供に関すること。

第四条の二第二項を削る。

第四条の三第四号中「前三号」を「前各号」に改め、同号を同条第五号とし、同条中第三号を削り、第二号を第四号とし、同号の前に次の一号を加える。

三 第七条第一項ただし書に規定する利用料金の徴収、第八条に規定する利用料金の減免及び第九条ただし書に規定する利用料金の還付に関すること（地方自治法第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体を主な構成員とする団体が指定管理者である場合を除く。）。

第四条の三第一号中「第十条」を「第六条に規定する一般公開日及び一般公開時間の指定、第十一条」に、「第十一条」を「第十二条」に改め、同号を同条第二号とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第四条に規定する事業に関すること。

第五条第一項中「高齢者福祉コーナー」の下に「並びに次条に規定する一般公開日及び一般公開時間」を加え、「第十条」を「次条、第十一条」に、「第十一条」を「第十二条」に改める。

第十四条を第十五条とし、第八条から第十三条までを一条ずつ繰り下げる。

第七条中「区長」の下に「（指定管理者に管理を行わせる場合は、指定管理者とする。次条ただし書において同じ。）」を加え、同条を第八条とする。

第六条第一項中「前条第一項」を「第五条第一項」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者（地方自治法第二百六十条の二第一項に規定する地縁による団体を主な構成員とする団体を除く。以下この条及び次条において同じ。）にふれあい館の管理を行わせる場合は、別表第二に定める使用料の額の範囲内において、あらかじめ区長の承認を得て指定管理者が定める額の利用料金を指定管理者に前納しなければならない。

第六条第二項中「高齢者福祉コーナー」の下に「並びに前条に規定する一般公開日及び一般公開時間」を、「使用料」の下に「（指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。次条及び第九条において同じ。）」を加え、同条に次の二項を加える。

3 利用料金は、指定管理者の収入とする。

4 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の一部を区に納付しなければならない。

第六条を第七条とし、同条の前に次の一条を加える。

（公開日等）

第六条 区長は、ふれあい館の使用について一般公開日（貸切りの取扱いをしない日をいう。）及び一般公開時間（貸切りの取扱いをしない時間をいう。）を定めることができる。

別表第一 東京都北区立堀船ふれあい館の項中「東京都北区堀船三丁目七番十二号」を「東京都北区堀船二丁目二十三番二十号」に改める。

別表第二中「第六条」を「第七条」に改め、同表一の部（堀船ふれあい館）の款第一和室の項から第三和室の項までを削り、同款ホールの項中「一、六四〇円」を「一、八〇〇円」に、「三、〇四〇円」を「三、一六〇円」に、「三、九二〇円」を「四、〇八〇円」に、「八二〇円」を「九〇〇円」に、「一、五二〇円」を「一、五八〇円」に、「一、九六〇円」を「二、〇四〇円」に改め、同款第一集会室の項中

		八二〇円

を

		四二〇円
		七六〇円
		九八〇円

に改め、同款第二集会室の項中

「六〇〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同款に次のように加える。

第三集会室				
				一、〇八〇円

別表第二の二の部（堀船ふれあい館）の款第一和室の項から第三和室の項までを削り、同款ホールの中「二、四六〇円」を「二、七〇〇円」に、「四、五六〇円」を「四、七四〇円」に、「五、八八〇円」を「六、一二〇円」に、「一、二三〇円」を「一、三五〇円」に、「二、二八〇円」を「二、三七〇円」に、「二、九四〇円」を「三、〇六〇円」に改め、同款第一集会室の項中

		一、二三〇円

を

六三〇円	一、一四〇円	一、四七〇円
------	--------	--------

に改め、同款第二集会室の項中

「九〇〇円」を「一、六二〇円」に改め、同款に次のように加える。

第三集会室			一、六二〇円
-------	--	--	--------

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において東京都北区規則で定める日から施行する。

（準備行為）

2 施設の使用申請その他使用のために必要な準備行為は、前項ただし書に規定する施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 この条例による改正後の東京都北区立ふれあい館条例別表第二の規定は、施行日以後の使用に係る使用料について適用し、施行日前の使用に係る使用料につい

ては、なお従前の例による。

東京都北区立図書館設置条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月三日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第四十号

東京都北区立図書館設置条例の一部を改正する条例

東京都北区立図書館設置条例（昭和五十四年三月東京都北区条例第七号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「一五〇円」を「二〇〇円」に改める。

付 則

この条例は、令和八年一月一日から施行する。

東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月三日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第四十一号

東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例

東京都北区立体育施設条例（昭和四十四年九月東京都北区条例第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

東京都北区立堀船温 水プール	東京都北区堀船二丁目二十三番二十号
-------------------	-------------------

別表第二の一の部赤羽スポーツの森公園競技場の款グラウンドの項中

午前		午前	
一〇、八四〇円	一〇、八四〇円	四〇〇円	二〇〇円
四〇〇円	四〇〇円	二〇〇円	一〇〇円
二〇〇円	二〇〇円	一〇〇円	一〇〇円
一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円	一〇〇円

を
に改

め、同款ミーティングルームの項中

め、同款ふれあいホールの項中

午前		早朝		午前	
四〇〇円		四〇〇円		四〇〇円	
に改		を		に改	

め、同部豊島五丁目グリーンスポーツ広場の款中

午前		早朝		午前	
二、一六〇円		一、八〇〇円		二、一六〇円	
に改		を		に改	

堀船	温水	プール	プール	幼児用	プール
二十五	メートル	プール	プール	二時間	六、〇〇〇円
六〇〇円	回数券 六枚つづり	三、〇〇〇円	回数券 六枚つづり	六〇〇円	回数券 六枚つづり
三〇〇円	回数券 六枚つづり	一、五〇〇円	回数券 六枚つづり	三〇〇円	回数券 六枚つづり
一〇〇円	回数券 六枚つづり	五〇〇円	回数券 六枚つづり	一〇〇円	回数券 六枚つづり

二時間

を

二時間

二時間

二時間

に改め、同部に次のように加える。

プ ー ル	幼 児 用	ル 及 び	ル プ ー	メ ー ト	二 十 五
					二 時 間
					四 二 、 〇 〇 〇 円
三、 〇 〇 〇 円				回 数 券 六 枚 つ づ り	六 〇 〇 円
一、 五 〇 〇 円				回 数 券 六 枚 つ づ り	三 〇 〇 円
五 〇 〇 円				回 数 券 六 枚 つ づ り	一 〇 〇 円

別表第二の一の項備考1本文中「午前とは」を「早朝とは午前六時から午前九時まで、午前とは」に改め、同項備考1ただし書中「おける」の下に「早朝とは午前六時から午前八時三十分まで、」を加え、同項備考3ただし書及び備考7中「パノラマプール十条台」の下に「及び堀船温水プール」を加える。

別表第三備考1中「回数」の下に「、早朝」を加える。
別表第四備考2に次のただし書を加える。

ただし、赤羽スポーツの森公園競技場においては、午前五時四十五分から午後九時四十五分までの間に、連続して四時間以上駐車した場合をいう。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において東京都北区規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 別表第二の一の部赤羽スポーツの森公園競技場の款の改正規定、同部豊島五丁目グリーンスポーツ広場の款の改正規定、同部備考1本文及びただし書の改正規定、別表第三備考1の改正規定並びに別表第四備考2にただし書を加える改正規定 令和八年四月一日

二 次項の規定 公布の日

（準備行為）

2 この条例による改正後の東京都北区立体育施設条例別表第一に規定する体育施設の指定管理者の指定に関し必要な手続及び使用申請その他使用のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和七年十月三日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区条例第四十二号

東京都北区自転車等駐車場条例の一部を改正する条例

第一条 東京都北区自転車等駐車場条例（昭和六十一年三月東京都北区条例第一号）の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

赤羽駅西側自転車駐車場

北区赤羽西一丁目四十一番先

別表第二の二の項中「赤羽駅西口駅前自転車駐車場」を

「赤羽駅西口駅前自転車駐車場

」に改め、同表備考第四号中「及び赤羽駅西口駅

前自転車駐車場

」

」を「、赤羽駅西口駅前自転車駐車場及び赤羽駅西側自転車駐

車場に改める。

第二条 東京都北区自転車等駐車場条例の一部を次のように改正する。

別表第一に次のように加える。

王子駅北本通り自転車駐車場

北区王子一丁目十六番先

別表第二の二の項中「赤羽駅西側自転車駐車場」を

「赤羽駅西側自転車駐車場
王子駅北本通り自転車駐車場」
に改め、同表備考第四号中「及び赤羽駅西側自
転車駐車場」を「、赤羽駅西側自転車駐車場及び王子駅北本通り自転車駐車場」
に改める。

付 則

この条例中第一条の規定は公布の日から起算して六月を超えない範囲内において
東京都北区規則で定める日から、第二条の規定は公布の日から起算して一年を超え
ない範囲内において東京都北区規則で定める日から施行する。